

人間文化研究機構と英国芸術・人文リサーチカウンシル（AHRC）
との協定に基づく大学院生の受入れに関する申合せ

平成 21 年 4 月 16 日 決定
最終改正平成 24 年 6 月 19 日

1. 国際日本文化研究センターで受け入れる人間文化研究機構と英国芸術・人文リサーチカウンシル（AHRC）との協定に基づく大学院生については、人間文化研究機構外来研究員規程（平成 16 年 11 月 15 日制定）第 2 条第 8 号に規定するもののうち日本文化研究のため来所できることとする。
2. 施設利用等については、総合研究大学院大学の外国人留学生に準じて取り扱うこととする。

附 則

この申合せは、平成 21 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 24 年 6 月 19 日から適用する。